

草花の育成活動を行う皆さんを支援します。

花と緑の街角づくり推進事業

茨木市では、公園等のオープンスペースや道路に面する民有地等で、草花の育成活動を行う、自治会や草花の愛好グループの皆さんを支援して、地域や街角から花と緑の輪を広げ、緑あふれる魅力あるまちづくりを進めています。



グループは…

- 草花の適切な管理
植付、水やり、施肥、
除草、病害虫対策…

市は…

- 花苗、肥料等を配付
- フラワーポットを貸付
- 助言、指導



事業内容

草花の育成活動を行う団体と茨木市が協定を結びます。

○茨木市は、団体に対し次の助成を行います。

- 草花を1年に3～4回、配付します。
- 草花の管理に必要な堆肥や肥料、殺虫剤等を随時、配付します。
- 必要な場合は、フラワーポットを貸し出し、用土を配付します。
- 草花の管理に必要な助言、指導を行います。

○団体は、次の管理運営等を行います。

- 対象の場所に草花を適切に植え付け、年間を通して花と緑が絶えないように努めます。
- 草花に適正な灌水、施肥、除草、病害虫防除等を行います。

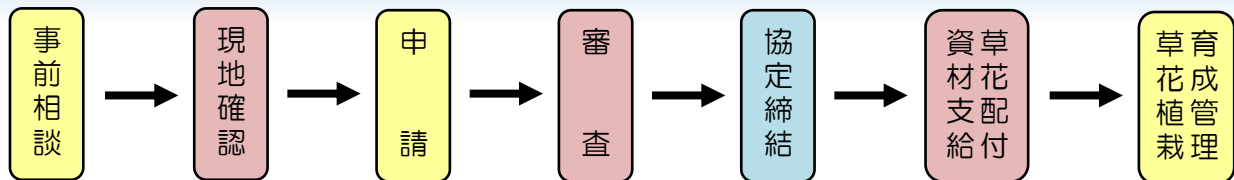
対象になる団体

- 7人以上で組織する、自治会、子ども会、老人会、住宅管理組合、草花同好会等です。

対象になる場所

- 公園、児童遊園、道路や水路沿いの公共空閑地（管理者の承諾が必要です。）
- 道路等の公共性の高い空間に面している私有地（所有者の承諾が必要です。）
- フラワーポットを設置する場合は、近隣に集中して配置できること。

手続き



注意事項

- 協定の有効期間は3年です。ただし、市が必要と認める場合は継続することができます。
- 協定を継続した場合、市から配付する花苗等の数量が段階的に削減されます。
- 応募多数の場合、採用をお待ちいただくことがあります。
- 上記の他にも様々な要件があります。詳しくは、お問い合わせ先までご連絡下さい。

